全日本学生バドミントン連盟　規約改正　新旧対照表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成30年2月25日）

改正趣旨：

1. 平成28年10月17日及び平成29年2月26日の常任委員会及び総会において、監事関根義雄氏を「名誉会長」に処遇すること、加えてそれに伴う規約改正の趣旨は確認了承され、条文の訂正を以て可とすることが議決されているため。
2. 会長からの指示により、全日本学生バドミントン連盟常任委員会及び代議員総会の効率的な運営を図るための組織が必要であるため。

（３） 本連盟主催の大会の変更：東西対抗が廃止され、新しく全日本学生バドミントン

ミックスダブルス選手権大会が新設されたことに対応するため。

**旧**

第４章 役員の選出及び任務

第１１条 本連盟には、次の役員を置く。

　　　　　　　２．副会長 ３名以内

　　第２３条 本連盟は、必要に応じて、常任委員会及び代議員総会の議を経て、名誉会長、顧問及び参与等の役員を置くことができる。これらの役員は、常任委員会及び代議員総会に出席し意見を述べることができるが、議決権はないものとする。

第６章 事業

　　第３１条 本連盟は、第５条の目的を達成する為、次の事業を行う。

２．全日本学生バドミントン東西対抗競技大会

第７章 運営本部

第３２条 本連盟の事業を円滑に行うため、常任委員会の議を経て運営本部を設けることができる。運営本部の組織に関する事項については、別途定める。

第１２章 付則

第４７条 １．この規約は、１９６６（昭和４１）年４月１日より発効する。

２．～６．　省略

７．この規約の一部改正は、２０１２（平成２４）年２月１９日より施行する。

**新**

第４章 役員の選出及び任務

第１１条 本連盟には、次の役員を置く。

　　　　　　 ２．副会長 　　若干名

　　第２３条 本連盟は、必要に応じて、名誉会長の役員を置くことができる。名誉会長は、常任委員会の推薦により会長がこれを委嘱する。名誉会長の職務は、会長の要請により常任委員会及び代議員総会に出席し、本連盟の運営に関して相談・教示する。名誉会長の任期は１期２年とする。但し、再選を妨げない。

２）本連盟は、必要に応じて、常任委員会及び代議員総会の議を経て、名誉会長、顧問及び参与等の役員を置くことができる。これらの役員は、常任委員会及び代議員総会に出席し意見を述べることができるが、議決権はないものとする。

第６章 事業

　　第３１条 本連盟は、第５条の目的を達成する為、次の事業を行う。

２．全日本学生バドミントンミックスダブルス選手権大会

第７章 運営本部及び諮問委員会

第３２条 本連盟の事業を円滑に行うため、常任委員会の議を経て運営本部を設けることができる。運営本部の組織に関する事項については、別途定める。

　　　　２）必要に応じて、会長の諮問を受けて諮問委員会を設けることができる。諮問委員会は本連盟及び常任委員会並びに代議員総会を円滑且つ効率的に運営することを目的として、会長の諮問に対して審議答申する。

３）諮問委員会委員は、会長が推薦し、原則として副会長若干名で構成する。

第１２章 付則

第４７条 １．この規約は、１９６６（昭和４１）年４月１日より発効する。

２．～６．　省略

７．この規約の一部改正は、２０１２（平成２４）年２月１９日より施行する。

８．この規約の一部改正は、２０１８（平成３０）年２月２５日より施行する。